「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月24日掲載)

NO. 10 <生活困窮者支援>「①「住まい対策の拡充」の延長について」(社会・援護局)

=厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である=

(1)住宅手当制度について

- 〇現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、平成21年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」を実施しているところである。
- 〇この事業は、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃として住宅手当を支給することにより、再就職に向けて安定した住居を確保できるよう支援するとともに、各自治体に配置される住宅確保・就労支援員による就職活動支援を目的とするものである。
- 〇平成21年10月からの事業開始後の実績は以下のとおりである。

【住宅手当実績】

年度	支給決定数	就職者数
H21.10 ~ H22.11	60, 051件	(B)12, 157件
うち新規決定分	(A) 47, 219件	9, 952件
うち延長決定分	12, 832件	2, 205件

就職率(B)/(A):24.8%

(厚生労働省保護課調べ)

- 〇平成22年4月から多くの方が住宅手当を活用して再就職できるよう,支給要件の一部緩和,支給期間の延長,就職活動要件の一部強化等を実施し,失業等により住居を喪失した方等への対策を強化したところである。
- 〇また、公費である住宅手当が暴力団員活動の資金源に繋がることを防止するため、平成 22年10月に、暴力団員排除に関する取扱いを示すための実施要領改正を行ったところ である。
- 〇本事業については、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状を踏まえ、平成23年度も 実施できるよう、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の1 年延長を決定したところである。
- ○今後も、利用者の視点に立った必要な運用改善等を図り、離職者が安心して再就職に向けた活動を行うことができるよう、実効性のある支援を実施していくこととしているので、各自治体においても、平成23年度の事業実施に向け、実施体制を整備するとともに、より一層の本事業の周知、広報及び利用促進に取り組んでいただきたくようお願いする。

(2)住宅手当受給者に対する就労支援の充実・強化について

- 〇住宅手当は、安心して再就職に向けた就職活動ができるよう必要な居住環境を確保できるよう支援するとともに、再就職又は収入増に向けた強力な就労、自立支援を目的としており、住宅手当の支給だけでなく、各自治体に住宅確保・就労支援員を配置していただき、住宅の確保や再就職に向けた就労支援を継続的に実施することが極めて重要である。
- 〇平成23年度においては、住宅手当受給者に対する支援体制の更なる充実・強化を図るため、各自治体においては、住宅確保・就労支援員の更なる増配置に努めていただくようお願いする。
- 〇特に、単なる住宅手当の支給事務担当として活用するのではなく、関係機関との連携構築、ハローワークへの同行訪問など、本来の目的である受給者の住宅確保及び再就職に向けた就労支援の強化を図るために活用していただくようご配慮いただきたい。
- 〇ハローワークは、住宅手当受給者に対して「就職安定プログラム」を活用した就労支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等を行っているところであるが、更に積極的な就労支援を実施するために、新たに平成23年度予算(案)においては、地方自治体とハローワークが支援チームを構成して、共通の目標の下で住宅手当受給者等の就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業を計上しているところである。
- ○住宅確保・就労支援員は、これらハローワークの施策と緊密に連携を図ることにより、より 一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

(参考・引用:2010年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)